

芦 監 報 第 1 8 号

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 森 しずか

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

## 定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 　　こども・健康部各課所管の事務のうち委託料，工事請負費，負担金，補助及び交付金のうち補助交付金並びに扶助費のうち私立保育所運営費助成金に係る歳出事務を重点項目とし，平成27年度におけるこれら歳出事務が法令に準拠し，適正かつ効率的に執行されているかどうかにつき監査を実施した。対象課は以下のとおりである。
- [こども・健康部]  
　　子育て推進課及び健康課
- III 監査の期間 　　平成28年10月17日から平成29年2月8日まで
- IV 監査の実施要領 　　監査の実施にあたっては，歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め，関係職員からの説明を聴取するとともに，文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 　　次のとおりである。

[子育て推進課・新制度推進担当]

1 組織及び事務事業（平成28年3月31日現在）

新制度推進担当の組織は、主幹2名、係長2名、主査1名及び一般事務職2名の合計7名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。このうち、主幹1名及び主査1名は、教育委員会学校教育部（学校教育課）との併任である。

事務事業としては、児童福祉行政に係る調査・企画・計画、子ども・子育て支援事業計画、待機児童解消に係る企画・調査・事業、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の整備に係る調査・企画及び施設整備に係る補助金事務に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成28年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

目	予算現額 A	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
総務費・一般管理費	4,587,000	4,586,760	240	99.99
児童福祉総務費	10,873,000	4,428,729	6,444,271	40.73
児童福祉対策費	168,942,000	139,180,000	29,762,000	82.38
計	184,402,000	148,195,489	36,206,511	

3 指摘事項

- (1) 子ども・子育て支援新制度システムの保守業務委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースがあったので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。
- (2) 芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱第7条において、交付請求書を受け付けたときは速やかに補助金を交付することとあるが、正当な理由もなく補助金の支払いが1か月以上遅れているケースがあり、今後は正当な理由がないのであれば、上記要綱どおり速やかに支払うよう改められたい。

[子育て推進課・こども担当]

## 1 組織及び事務事業（平成28年3月31日現在）

こども担当の組織は、主幹1名、係長（事務職1名、保育職1名）2名、主席主査1名、一般事務職3名、保育職2名の合計9名が配属され、さらに嘱託職員（家庭児童相談員4名（産休1名含む）・母子自立支援員1名・子育てセンターアドバイザー4名・すくすく学級保育士2名・すくすく学級幼稚園教諭1名）12名及び臨時的任用職員（事務補助3名・子育てセンターアシスタント12名・すくすく学級保育士2名・家庭児童相談員1名）18名が配置されている。

事務事業としては、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法による援護措置並びにこれらに係る法外援護施策の調査・研究・企画・実施、児童手当、児童扶養手当、母子・父子の自立支援、子育て支援センター及び子育て支援事業、すくすく学級の管理運営に関すること並びに障害児通所支援に関することなどが主なものである。

## 2 予算の執行状況（歳出）

平成28年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

目	予算現額 A	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
総務費・一般管理費	5,565,000	5,564,160	840	99.98
社会福祉事業費	180,000	0	180,000	0.00
児童福祉総務費	142,018,000	135,238,085	6,779,915	95.23
児童措置費	1,700,640,000	1,633,805,495	66,834,505	96.07
母子福祉事業費	7,087,000	5,636,444	1,450,556	79.53
計	1,855,490,000	1,780,244,184	75,245,816	

## 3 指摘事項

- (1) 芦屋市立すくすく学級警備業務委託契約について、決裁伺い文中の契約方法及び随意契約者選定理由書において、上記契約は地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約と明記されているが、実際は単者の見積りによる契約であり、選定理由書にも、「警備業務実施に使用する警報機器の設置業者であり、上記業者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないため。」とあるので、今後の契約においては、決裁伺い文中の契約方法等には施行令第167条の2第1項第2号に基づき単者との随意契約をしている旨を明記するよう改められたい。
- (2) 芦屋市子育て支援センター受付等業務委託について、業者選定理由が施行令第167条の2第1項第3号及び第4号並びに芦屋市契約規則第18条の2各号の規定に基づく特定随

意契約とされているが、施行令第167条の2第1項第4号は、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約」であり、施行令第167条の2第1項第4号は誤った記載であるので今後の契約においては、業者選定理由から削除されたい。

- (3) 児童扶養手当システムサーバ機器更新業務委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。

[子育て推進課]

1 組織及び事務事業（平成28年3月31日現在）

子育て推進課の組織は、課長1名、係長3名、一般事務職4名、主席主任（栄養職）1名、再任用職員（一般事務職1名・保育職1名）2名の合計11名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）5名が配置されている。

また、保育所は6か所あり、所長6名、主席副所長2名、副所長4名、主席主任（調理職2名及び用務職1名を含む。）10名、主任（看護職1名を含む。）22名、保育職34名、技能長（調理職3名及び用務職1名）4名、主席副技能長（用務職2名及び調理職1名）3名、調理職10名、再任用職員（調理職）1名の合計96名（育児休業等6名を含む。）が配属され、さらに嘱託職員（看護職）5名及び臨時的任用職員（保育士77名・調理師13名・看護師4名・用務員2名）96名が配置されている。

事務事業としては、公立保育所の施設・設備等に係る整備、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育所」という。）に係る運営費等の支弁、保育所及び認可外保育所の指導・連絡調整、保育料の決定・徴収、保育所の入所・退所、保育所の入所基準・運用、利用者支援、教育・保育指導及び栄養管理に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成28年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額 A	支出済額 B	不用額 A-B	執行率 B/A
保育所費	1,415,064,000	1,308,680,644	106,383,356	92.48
児童福祉対策費	63,172,000	45,595,000	17,577,000	72.18
計	1,478,236,000	1,354,275,644	123,960,356	

3 指摘事項

- (1) 精道保育所共同室エアコン改修工事の契約において、契約後、受託者から仕様の変更願が提出され、梓番で決裁処理がなされていたが、「文書管理システムにおける文書の電子化の推進について」の通知に基づき、今後は文書管理システムで決裁処理するよう改められたい。
- (2) 植木剪定業務の委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。

- (3) 一時預かり事業の委託契約において、委託契約書第11条第2項で委託者は受託者から支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならないとあるが、正当な理由もなく支払いが遅延している。その他の委託契約についても支払いが遅延しているケースが散見されたので、今後改められたい。

[健康課]

1 組織及び事務事業（平成28年3月31日現在）

健康課の組織は、課長1名、係長3名、主席主任1名、栄養職2名、保健職5名及び再任用職員（一般事務職、事務補助職、保健職各1名）3名の合計15名が配属され、さらに嘱託職員（保健師）3名及び臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、予防接種、母子保健、献血推進事業、救急医療、休日応急診療所、市民の健康づくりの調査・研究、推進、生活習慣病等市民の検診・健康相談、健康増進法による健康増進事業及び食育推進に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

平成28年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

目	予算現額 A	支出済額 B	不用額 A-B	執行率 B/A
総務費・一般管理費	7,139,000	7,138,480	520	99.99
保健衛生総務費	71,890,000	70,604,647	1,285,353	98.21
予防費	242,806,000	230,609,778	12,196,222	94.98
保健センター費	340,379,000	324,339,409	16,039,591	95.29
計	662,214,000	632,692,314	29,521,686	

3 指摘事項

- (1) 芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会に対する補助金について、両医師会からは9月の総会を機に当年度の申請及び前年度の実績報告がなされている。しかし指令書では、事業年度終了後に速やかに当該年度の収支決算報告書及び事業（活動）報告書を提出するよう求めており、これらの報告書の提出期限については芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会と協議をし、今後は指令書と実態との間に齟齬が生じないよう改められたい。

また、芦屋市薬剤師会については、5月に総会が開かれているにもかかわらず、当年度の補助金申請及び前年度の実績報告が翌年3月に行われている。これについても、5月の総会終了後速やかに当年度の申請及び前年度の実績報告を行うよう芦屋市薬剤師会を指導されたい。

- (2) 保健福祉センター駐車場整理業務について、随意契約選定理由において地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づくとしながら、現実には複数でなく単者の見積りでシルバー人材センターと委託契約しているので、今後は複数



の見積りを取るよう改められたい。

- (3) 芦屋市健康管理システム番号制度対応業務委託契約について、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。

## 意見

今回の歳出の事務監査においては、昨年発覚した社会福祉法人「夢工房」における不正経理問題を受け、本市において保育所を運営するすべての社会福祉法人に対して本市が支出した私立保育所運営費助成金（支出科目としては扶助費）についても、助成金額の算出根拠等の説明を担当課より受けただけで、これが適正に支出されていたかどうかの監査を行った。その結果、各社会福祉法人に対して支出された私立保育所運営費助成金の請求、審査、支出に至る一連の手続きにおいて特に指摘すべき問題点はなく、いずれも適正に支出されているものと認められた。

しかしながら、「夢工房」が本市において運営する3園の保育所に対して昨年、本市子ども・健康部が独自に実施した監査（子ども・子育て支援法第14条及び第38条に基づく指導監査）の結果、平成27年度中に支出した助成金について、本来、上記3園各保育所の運営費として使われるべき私立保育所運営費助成金の一部が不正に他の用途に費消された可能性の高いことが判明した。

従って、助成金を受給する社会福祉法人に助成金の使途について厳粛な認識を持たせるため、市にはこれまで以上に上記法律に基づく指導監査を厳格に行われることを望みたい。

ところで、言うまでもなく上記助成金と同様、今回の監査対象とした各種契約に基づく業務委託料、工事請負費等についても不正費消は許されることではなく、その支払いが契約の目的に資することが当然に求められている。

したがって、業務委託や工事請負等においても当該業務、当該工事等が仕様どおりに行われているかどうか、また、支払った業務委託料や工事請負費等が契約の目的に沿って費消されているかどうかを確認するため、市には業務受託者や工事請負業者に対してこれまで以上に上記の諸点について報告を求め、また、市の担当者が適宜、現場に赴くなどして上記諸点の確認に努められたい。

以 上